

川崎市議会議会局会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議会局が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員の基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次休暇を受けることができる。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

(その他の取扱い)

第5条 この要綱に定めのない事項については、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）の例による。

(委任)

第6条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、議会局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1 週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
議会局障害者 就業員	議会局におけるノン コア業務の専門性が 不要で定型的な作業 に関すること	1	総務部庶 務課	総務部庶 務課	30 時間	9:00~16:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までの週 5 日	土曜日及 び日曜日
政務活動費業 務等会計年度 任用職員	(1)政務活動費収支 報告書の点検確認等 に関すること (2)その他議会局総 務部庶務課に係る事 務に関すること	1	総務部庶 務課	総務部庶 務課	29 時間	月曜日 9:00~16:00 火、水、木、金曜日 9:00~15:45 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までの週 5 日	土曜日及 び日曜日
情報資料管理 業務等会計年 度任用職員	(1)新聞情報収集、新 聞情報データ入力等 に関すること (2)その他議会局議 事調査部政策調査課 に係る事務に関する こと	1	総務部庶 務課	議事調査 部政策調 査課	29 時間	月曜日 8:15~15:45 火、木、金曜日 8:15~15:30 水曜日 8:15~12:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までの週 5 日	土曜日及 び日曜日
議会史編さん 業務等会計年 度任用職員	議会史編さん担当の 補助業務に関するこ と	1	総務部庶 務課	議事調査 部政策調 査課	29 時間	週 5 日勤務の場合、 うち、週 4 日は 9:00~16:00 うち、週 1 日は 9:00~15:00 (休憩 12:00~13:00) 週 4 日勤務の場合、 9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までの週 5 日又は 週 4 日	土曜日及 び日曜日

別表第 2 （第 3 条 関 係）

会 計 年 度 任 用 職 員 （ 月 額 ） の 相 当 す る 表 級 号 の 範 囲

職 名	ラ ン ク	相 当 す る 表 級 号 の 範 囲
議 会 局 障 害 者 就 業 員	F	行 政 職 給 料 表 （ 1 ） 1 級 1 4 号 給 ～ 1 9 号 給
政 務 活 動 費 業 務 等 会 計 年 度 任 用 職 員	E	行 政 職 給 料 表 （ 1 ） 1 級 2 4 号 給 ～ 2 9 号 給
情 報 資 料 管 理 業 務 等 会 計 年 度 任 用 職 員	E	行 政 職 給 料 表 （ 1 ） 1 級 2 4 号 給 ～ 2 9 号 給
議 会 史 編 さん 業 務 等 会 計 年 度 任 用 職 員	D	行 政 職 給 料 表 （ 1 ） 1 級 3 0 号 給 ～ 3 5 号 給